



福島医発第 93 号（総）

平成 28 年 4 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

矯正医官特例法への御理解と御協力のお願いについて（周知依頼）

時下益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「法務官署の医療への御支援と御協力」につきましては、福島医発第 1776 号(総)平成 27 年 10 月 1 日付け文書にてお願いしておりましたとおり、平成 27 年 12 月より「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」が施行され、矯正医官の他の医療機関との兼業やフレックス勤務が可能となり、これらにより、矯正医官の不足の状況改善が望まれているところです。

本件は、そのような状況を踏まえ法務省より日本医師会に対して矯正医官特例法の内容についての更なる理解と、矯正医官への就業支援を求めるべく再度協力依頼があったものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方並びに法務官署での医官不足をはじめ医療に対する御理解と御協力についてご高配賜りますようお願い致します。

なお、本件については福岡県医報（5月号）に掲載を予定しておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

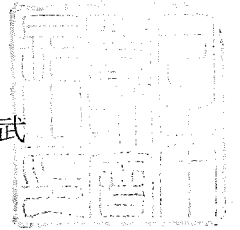
会長 廣瀬真恵

平成 28 年 3 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会

会 長 横 倉 義 武



矯正医官特例法への御理解と御協力をお願いについて (周知依頼)

平素より貴会管下の法務官署での医療への御協力に対し、心より御礼を申し上げます。

さて、平成 27 年 12 月より「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」が施行され、矯正医官は他の医療機関との平日昼間の兼業や、フレックスタイム制の適用により、柔軟な勤務形態を取ることが可能となり、矯正医官への就業の機会は、より開かれた状況になりました。

このような状況をふまえ、この度、法務省より本職に対し矯正医官特例法の内容についての更なる理解と、矯正医官への就業支援を求めるべく、添付のと通りの協力依頼が参りました。

つきましては、貴会におかれましては趣旨をご理解いただき、貴会管下会員に対する、矯正医官の業務と就業へのご周知に、格別のお取りはかりをいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- ・ 法務省矯正局長よりの文書 (写し)
- ・ 矯正医官募集パンフレット 5 部
- ・ 矯正医官募集ちらし 5 部
- ・ 矯正医官募集ポスター 1 部

以上

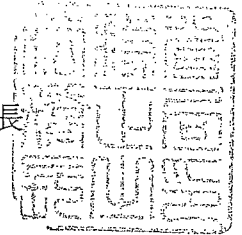


法務省矯医第14号

平成28年2月22日

日本医師会長 殿

法務省矯正局長



矯正医官特例法の施行について

日頃より、法務行政について、深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、法務省では、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）において勤務する医師にとって働きやすい環境を整備するため、「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」（以下「矯正医官特例法」という。）を整備し、昨年12月1日から施行しました。

これにより、矯正医官は、平日昼間の兼業が可能となったほか、フレックスタイム制が適用され、柔軟な勤務形態を選択できることから、地域医療への貢献も可能となります。当省としては、将来的に、「地域に貢献できる矯正医療」として、これまでのような地域医療機関等への「一方的な依存関係」からの脱却を目指していく所存ですので、引き続きの御理解と御支援を賜りますとともに、矯正医官特例法の内容について、貴会傘下機関宛て周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

矯正医官特例法施行後の矯正医官の勤務形態

1 兼業

これまで、国家公務員としての服務上、大きく制約を受けていた「診療を行う兼業」について、臨床技術の向上に資するものと位置付け、これを大幅に緩和したことから、民間医療機関等において平日昼間の兼業を行うことが可能となりました。

例えば、週の過半（2.5日）、矯正施設で勤務し、これ以外の日に地域医療機関で非常勤として勤務することなどが可能となります（ただし、公務に従事しなかった分の給与は減額されます。）。

2 調査研究

大学や外部医療機関等において無報酬で調査研究や医療技術の研さんを行うことについては、矯正医療の向上に資するものですので、「公務」として、国から給与を得ながらこれら調査研究等に従事することができます。

例えば、医師資格を有する大学院生が、1週間当たり20時間程度、矯正施設内での診療行為等に従事していただければ、他の勤務時間の全てについて、国からの給与を得ながら大学院での医療に関する調査研究・論文作成等に充てていただくことが可能です。

3 フレックスタイム制

医師の希望によりフレックスタイム勤務を選択できることとなりました。フレックスタイム制適用者については、4週間ごとに155時間の勤務時間を柔軟に割り振ることができます。

例えば、勤務都合により、月曜日には10時間勤務し、火曜日には2時間だけ勤務し、残余を余暇時間にするといった柔軟な勤務時間の選択が可能となりました。

フレックスタイム制と上記1及び2を活用することにより、矯正医官として様々な勤務形態を選択することができます。

4 子育てや介護との両立

矯正施設における医師の正規の勤務時間は、平日昼間のみであり、原則として残業がないほか、ごく一部の施設を除き、当直勤務もありません。加えて、テレワーク（自宅勤務）の試行も始めているところです。

子の養育や家族の介護と仕事を両立させるには最適の職場と考えられ

ます。

5 勤務条件の改善等

国家公務員の医師の給与は、民間と比べて格差が認められるところですが、矯正医官特例法により、国は矯正医官の勤務条件の改善その他の矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとして、国の責務規定が設けられました。

今後、法務省としては、本規定に基づき、矯正医官の待遇改善に向けて全力で取り組んでまいります。

法務省矯正医官

刑務所、拘置所等

常勤医師募集

国家公務員

全国の刑務所、拘置所等において被収容者の医療や健康管理などを行う医師を募集しております。

採用条件

1 採用予定官職

常勤の法務技官（矯正医官）として、次のような役職に採用されます。

○医務（医療）部長

○医務課長

○医師

※採用後、医療刑務所長、医療少年院長など医系幹部への登用の道も開かれています。

2 応募資格

○医師免許を有する者

○年齢不問（65歳以上の場合は、3～5年の任期を定めた採用になります）

3 採用予定施設

全国の矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）

※具体的な採用施設及び採用時期については、御希望を伺いますので、御相談ください。

4 勤務時間

1週間あたり 38時間 45分

勤務時間のうち、週 19 時間以内で、大学や外部医療機関での調査研究や兼業も可能です。

※希望によりフレックスタイム制が可能

給与等

1 年収（見込み）

約 1,300 万円

（平成 26 年の全矯正医官の平均支給額）

一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（一）が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。

2 宿舍

希望により、施設に隣接する宿舍に無料で入居することができます。

3 休暇等

休日：土曜、日曜、祝祭日

休暇：年次休暇（年間 20 日間、最大 40 日間）のほか、病気休暇、特別休暇（夏期休暇、結婚・出産に伴う休暇等）、介護休暇

4 その他の福利厚生

国家公務員共済組合に加入し、病気、負傷に関連した給付を受けることができるほか、厚生年金制度の適用を受けることができます。

法務省矯正局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

TEL 03-3580-4111（代表） 総務課人事企画係 矯正医官採用担当（内線 2552）
矯正医療管理官室（内線 5639）

URL http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html

法務省矯正医官急募



地域社会とともに
開かれた矯正へ

法務省矯正局

矯正医官の兼業及び 勤務時間の特例等に関する法律 **施行!**

矯正医官の勤務条件が大幅に改善されました

フレックス
タイム制・
医療機関での
兼業が可能に

大学や
研究機関での
調査研究に
参加も可能

勤務時間をフレックスタイム制に変更し、大学や研究機関での調査研究に参加しやすくする他、他の医療機関との兼業も認める内容となっています。さらに、矯正医官が誇りを持って職務を果たすことができるような執務環境や女性医師が勤務しやすい環境整備を国の責務として努めること等を盛り込んだ国会附帯決議も決議されました。

身分：国家公務員

全国の矯正施設が
熱意あるドクターの力を求めています

札幌矯正管区 (刑事施設)
北海道 9 施設

広島矯正管区 (刑事施設)
鳥取県 1 施設 島根県 2 施設
岡山県 1 施設 広島県 3 施設
山口県 3 施設

福岡矯正管区 (刑事施設)
福岡県 4 施設 佐賀県 2 施設
長崎県 3 施設 熊本県 2 施設
大分県 1 施設 宮崎県 1 施設
鹿児島県 2 施設 沖縄県 2 施設

高松矯正管区 (刑事施設)
徳島県 1 施設 香川県 1 施設
愛媛県 2 施設 高知県 1 施設

仙台矯正管区 (刑事施設)
青森県 1 施設 宮城県 1 施設
秋田県 1 施設 山形県 1 施設
福島県 2 施設 岩手県 1 施設

東京矯正管区 (刑事施設)
茨城県 1 施設 栃木県 4 施設
群馬県 1 施設 千葉県 2 施設
東京都 4 施設 神奈川県 3 施設
新潟県 1 施設 山梨県 1 施設
長野県 2 施設 静岡県 1 施設
埼玉県 2 施設

名古屋矯正管区 (刑事施設)
富山県 1 施設 石川県 1 施設
福井県 1 施設 岐阜県 2 施設
愛知県 5 施設 三重県 1 施設

大阪矯正管区 (刑事施設)
滋賀県 1 施設 京都府 2 施設
大阪府 3 施設 兵庫県 7 施設
和歌山県 1 施設 奈良県 1 施設

集まれ!
矯正医官



刑務所・少年院 等

常勤医師募集

全国の刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所等において，
被収容者への診察や健康管理などを行う医師を募集しています。

国家公務員として
安定した勤務が可能です。

刑事司法の一翼を担うほか，
公衆衛生上も重要な仕事です。

受刑者等の再犯防止のため，
その心身の健康回復を担います。

法務省 矯正局



採用条件

1 採用予定官職

常勤の法務技官（矯正医官）として、次のような役職に採用されます。

- 医務（医療）部長
- 医務課長
- 医師

※採用後、医療刑務所長、医療少年院長など医系幹部職員への登用の道も開かれています。

2 応募資格

- 医師免許を有する者
- 年齢不問
(65歳以上の場合は、3～5年の任期を定めた採用になります。)

3 採用予定施設

全国の矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）

※具体的な採用施設及び採用時期については、御希望を伺いますので、御相談ください。

4 勤務時間

1週間当たり38時間45分
勤務時間のうち、週19時間以内で、
外部医療機関での兼業も可能です。
※希望によりフレックスタイム制が可能

給与等

1 年収(見込み) 約1,300万円

(給与・手当を含む)
(平成26年の全矯正医官の平均支給額)

一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表(一)が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。
また、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当などが支給されます。

2 休暇等

- 休日：土曜、日曜、年末年始、祝祭日
- 休暇：年次休暇（年間20日間、最大40日間）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等）、介護休暇

3 宿舎

希望により、施設に隣接する宿舎に無料で入居することができます。

4 その他の福利厚生

国家公務員共済組合に加入し、病気、負傷に関連した給付を受けることができるほか、厚生年金制度の適用を受けることができます。

勤務の 態様

1 フレックスタイム制

通常の勤務時間は8時30分から17時ですが、自己申告に基づき、勤務開始時間と終了時間を変更することが可能です（4週間当たり155時間の勤務となります。ただし、月曜～金曜の昼間2時間以上は必ず勤務していただく必要があります。）。

2 外部医療機関等での 調査研究

1週間当たり19時間を限度として、外部医療機関や大学等において、調査研究や医療技術向上を目的とする勤務をすることができます。同勤務は、勤務時間に含まれます。

兼業

国家公務員の医師の中で、矯正医官については、兼業の特例が認められています。

申請により承認

勤務時間の内外を問わず、報酬を得て外部医療機関等で診療を内容とする兼業を行うことが可能です。

※勤務時間内の兼業は、1週間当たり19時間が限度となります（その分の給与は減額されます。）。

**国家公務員の身分を保持しながら
地域医療機関で勤務できます。**

女性医師の登用の推進

子育てをしながら働いてみませんか？

仕事と家庭を両立させる仕組みがたくさん整備されています。

■育児休業

子が3歳になるまでの間、男女を問わず取得できます。

■育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、短時間の勤務が可能です。

■育児時間

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員であれば、1日の勤務時間の始め又は終わりに2時間の範囲で育児時間を取得できます。

このほか、矯正局の取組としてテレワーク（自宅勤務）を行える場合があります。

矯正医官の魅力

1

勤務には比較的余裕があり、残業はほとんどありません。また、医療刑務所など「病院」の指定を受けている一部の施設を除き、**平日の当直や土曜・休日の日当直はありません。**

2

矯正施設外での調査研究や兼業が柔軟に認められています。また、フレックスタイム制により、柔軟な勤務時間配分が可能です。臨床医療に従事しつつ、調査研究をされたい方には最適な職場です。



矯正医官の勤務イメージ

現職の矯正医官から



高松少年鑑別所医務課長
(高松刑務所医務部併任)

池田 正行

日本内科学会総合内科専門医、
米国内科学会（ACP）会員、BMJ、
Lancetなどに掲載臨床論文多数
NHK「総合診療医ドクターG」にも出演

堀の内外をつなぐ

2013年4月、私は長崎大学から高松少年鑑別所に異動しました。その異動には怪談も美談も縁が無いのですが、デング熱を始めとする熱帯病のワクチン・治療薬開発を専門とする医学部教授から矯正医官に任官したので、左遷されたと思った人が多かったのか、幸い異動の理由を根掘り葉掘り訊かれることはありませんでした。併任がかかっている高松刑務所でもご多分に漏れず高齢化が進行しているため、思春期医学と老年医学を共に学ぶことができる、恵まれた環境で診療しています。矯正医療の一番の魅力は、思考停止に陥らずに済むことです。経済的に余裕がある患者さんが、高度な診療機器を備えた医療機関を受診すれば、患者も医師も共に何も考えずに、より新しいより高価な診療手段に走ります。今この瞬間、何をどう考えてどう行動するのが「お互いの」幸せにつながるのか？ その根本的な問いかけは、限られた手段・設備の中でこそ発生します。堀の中は常に堀の外を意識する場所です。堀の中にはそこでしか得られない学びがあります。一方で堀の中は堀の外の縮図ですから、堀の中の学びは必ず堀の外で役に立ちます。それを実証することが私の務めと思える毎日が幸せです。

Q どのような診療を行うのですか。

A 基本的には、一般の医療と変わることはなく、成人では生活習慣病（高血圧、糖尿病等）、腰痛症、不眠等の精神疾患、少年では、ぜん息等呼吸器系疾患の患者が多く見られます。これらの疾患に対する医療や健康診断などを行います。診療科としては、内科、外科、精神科が主ですが、他の診療科目が専門の方も相談に応じます。

Q 被収容者の診療は、全てその施設の矯正医官が行わなければならないのですか。

A 各施設には常勤医師のほか、非常勤医師なども配置されています。施設内で対応できない専門的な検査や治療が必要な場合には、医療刑務所に移送したり、外部の医療機関に入院させるなどして対応することになります。

Q 矯正施設は全国にあるとのことですが、転勤はどの程度あるのですか。

A 転勤については、本人の意向を、最大限に尊重しており、転勤をしない医師も数多くいます。

Q 医師をサポートしてくれるスタッフはいますか。

A ほとんどの刑務所には、看護師及び薬剤師が配置されているほか、准看護師の資格を有する刑務官も配置されています。臨床工学技士、理学療法士などが配置されている施設もあります。

Q 矯正施設で勤務していて、受刑者や非行少年から脅されたり、殴られたりはしませんか。

A 診療には、必ず刑務官や法務教官が付き添うことになっていますので、脅されたり、暴行を加えられるような心配はありません。

Q 訴訟リスクはありませんか。

A 矯正医官の診療は、国の行為として行われるため、個人で訴訟リスクを抱えることはありません。訴訟対応の専門部署がありますので、国が全面的にバックアップします。

お問い合わせ先

業務内容等についての詳しい説明をさせていただき、ご質問にお答えします。
また、施設見学も受け付けています。

■北海道地区

法務省 札幌矯正管区 矯正医官採用担当
〒007-0801 札幌市東区東苗穂 1-2-5-5
TEL: 011 (783) 3911

■東北地区

法務省 仙台矯正管区 矯正医官採用担当
〒984-0825 仙台市若林区古城 3-23-1
TEL: 022 (286) 0111

■関東甲信越地区

法務省 東京矯正管区 矯正医官採用担当
〒330-9723 さいたま市中央区新都心 2-1
TEL: 048 (600) 1500

■東海北陸地区

法務省 名古屋矯正管区 矯正医官採用担当
〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1
TEL: 048 (600) 1500

■近畿地区

法務省 大阪矯正管区 矯正医官採用担当
〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-67
TEL: 06 (6941) 5751

■中国地区

法務省 広島矯正管区 矯正医官採用担当
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30
TEL: 082 (223) 8161

■四国地区

法務省 高松矯正管区 矯正医官採用担当
〒760-0033 高松市丸の内 1-1
TEL: 087 (822) 4455

■九州地区

法務省 福岡矯正管区 矯正医官採用担当
〒813-0036 福岡市東区若宮 5-3-53
TEL: 092 (661) 1137

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

法務省 TEL: 03-3580-4111 (代表)

矯正局総務課人事企画係 矯正医官採用担当 (内線 2552, Fax03-3592-7647)

矯正局矯正医療管理官室 矯正医官採用担当 (内線 5639)



ホームページでも情報を提供しています。 http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei14.html